

平成 29 年度

北海道女子ゴルフ協会

第 4 回例会

シニア研修会

開催日 平成 29 年 8 月 2 日 (水)

開催場所 羊ヶ丘カントリークラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
2016 年度(財)日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
2. 使用クラブの規格
『ゴルフ規則付 1(B)1a 適合ドライバーヘッドリスト』を適用する。(ゴルフ規則 176p 参照)
3. 使用球の規格
『ゴルフ規則付 1(B)1b 公認球リスト』を適用する。(ゴルフ規則 177p 参照)
4. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (B) 5b ホールとホールの間での練習禁止』を適用する。(ゴルフ規則 181p 参照)
5. スコアカードの提出
本競技においてはエリア方式を採用する。
6. 競技終了時点
本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭または、白線をもってその境界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル、ウォーター、ハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が表示されている場合は線がその限界を表示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 芝保護のためにコース内に敷いてある人工(プラスチック製またはゴム製)の歩経路は人工の表面を持つ道路とみなす
7. 人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、その道路の一部とみなす。即ちそのような白線内の区域は修理地ではなく罰無しにゴルフ規則 24-2 b (i) の救済を受けることができる。
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分とする。
9. No.3 のバンカー内の枕木はコースと不可分とする。
10. 球が No.1 7 番ホールのウォーターハザードに入った場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることが出来る。
i) 規則 26 に基づく処置 ii) 1 打の罰のもとに球をドロップ区域にドロップしてプレーすること。
このローカルルールの違反の罰は 2 打。(ゴルフ規則 174 P 参照)
11. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合。
規則 18-2 と規則 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。
その球やボールマーカーは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注:パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

注 意 事 項

1. 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のあるときは、競技用カード交付場所付近に掲示して告示する。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のグリーン上にある場合、競技者は25-3に基づいて救済を受けなければならない。
3. パー3のホールに限り、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組のプレーヤー全員がティーイングランドまで来ている場合、パッティンググリーン上にある球の位置をマークして全て拾い上げ、後続組プレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続の組にティーイングランドからプレーさせること。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないよう注意すること。
前の組より2ホール以上遅れた場合は、不当の遅延となりペナルティの対象になります。

競技委員長 末廣 和子